

推奨認定(立川のお土産品)審査会・品評会

実施要項

主催：一般社団法人 立川観光コンベンション協会

1.趣 旨 立川市内で販売されている商品の中から、立川の土産品として独自性に富み、かつ高品質なものを推奨認定品として認定し、立川の観光事業の発展とイメージアップに役立てることを目的とする。

2.募集期間 2月24日(金)17時まで
※詳細は下記応募方法をご参照ください。

3.審査日時 2022年3月3日(金)13時30分より
※出品いただいた方の立会等はありません。
※感染症の感染拡大状況により変更になる場合がございます。

4.応募方法

『応募資格』

◇立川市内及び周辺の生産・製造業者、またはその承諾を得た販売業者とします。

『応募商品』

◇立川市内の店舗で販売されている商品であること

◇商品のどこかに「立川らしさ」があること

例：立川産の素材を使っている

商品の形・パッケージ等に立川との関わりがある。

立川で長年親しまれている。

◇応募点数は、1事業所で3商品

但し、関連商品が複数ある場合には、1商品群として出品することも可能です。

『申込受付』

◇所定の審査申し込み用紙に必要事項を漏れなく記入し、募集期間内に事務局窓口へご持参(平日9時～17時)またはメール、郵送、FAXでお送りください。

※ご郵送の場合は期間内必着でご手配ください。

『商品搬入』 ※新規の商品をお申込みの方のみ

◇審査を希望される商品を前日もしくは、前々日までに事務局へご納品ください。

①試食用 → 審査員10名程度の試食用。

必要に応じて事務局で切り分けさせていただきます。

②撮影用 → サンプルやダミーでも問題ございません。

5.認定審査

『審査委員会』 立川観光コンベンション協会が審査委員会を構成し、立川のお土産品として推奨するにふさわしい商品か否かについて審査します。
※感染症の感染拡大状況により変更になる場合がございます。

『審査基準』 当協会が別途定める審査要綱に準じます。

『認定』 審査委員会の審査に合格した商品には、立川観光コンベンション協会推奨認定品として認定証が交付されます。認定期間は交付日より1年間です。
※期間満了後、更新可能
※すでに認定を受けている商品については、品評のみとします。

『手数料』 認定証交付手数料 30,000円(商品数問わず1事業所につき)
認定証更新手数料 20,000円(商品数問わず1事業所につき)
※お申込み・審査は無料です

6.特典

優れた商品として推奨認定を受けると次の特典が用意されています。

- ① 立川市内のイベント等でのPR展示、販売促進の機会が得られます。
- ② 立川観光コンベンション協会が観光ガイドを作成、あるいは立川市をPRする機会等には、推奨認定品の広報を優先的に行います。
- ③ 認定シールを贈呈いたします。認定された商品のパッケージや店頭ポップ等に貼付してPRなどにご活用いただけます。
- ④ プロカメラマンによる商品の写真撮影をいたします。自社商品のPR用写真等としてご利用可能です。
- ⑤ 「のーかるバザール」にて推奨認定品を販売することができます。
- ⑥ 立川市キャラクター「くるりん」を用いた商品(くるりんラベルシリーズ)の開発ができます。
- ⑦ 年に1度作成する推奨認定品紹介チラシに掲載し、市内外問わず広くPRを行う他、立川商工会議所ニュースに折込みを行い、約3000の企業に年に2度周知できます。
- ⑧ 新規商品は立川商工会議所会報誌にて特集記事を掲載します。

7.合否発表

審査結果は合否にかかわらず出品者へ通知します。また推奨品として認定された商品は、当協会ホームページ及び立川商工会議所ニュース等を通じて公表します。

8.その他

- ① 推奨認定品として登録された商品に、事故や不具合(食中毒等)があった場合は認定品登録を取り消させていただきます。
- ② 製造・販売事業所は万一の対応に一切の責任を負っていただきます。
- ③ お申込時にご提出頂く商品PR文や販売価格等の情報は、該当商品を当協会HPや広報誌等でPRさせていただく際に予告なく引用させていただく場合がございます。価格や商品情報等に変更が生じた際は速やかに事務局までご連絡ください。

その他ご不明な点は事務局までお問い合わせ下さい。

〒190-0012

立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル12階 立川商工会議所内

TEL: 042-527-2700(代) / FAX: 042-527-5913

MAIL: y.inoue@tachikawa.or.jp 【担当: 井上】